

令和三年度 郷土資料解題講座

せんとろうく

# 『先登録』を読み解く

令和三年十月十日(日) 川越市立中央図書館 視聴覚ホール  
講師 山野 清二郎 先生 (埼玉大学名誉教授)

凡例 ●…欠字

□…本文を補ったもの(先登録の写本は2冊あるため比べて補完した)  
変体仮名は平仮名で表記している

## 「先登録」

弘化三丙午年閏五月二十七日朝五ツ時頃、異国船三崎城が島沖に程近く乗込来る趣、三崎町久野又兵衛手代安五郎と申者大音に御陣屋内往来に觸廻る、其時御陣屋一統三島浜え面々手鎗にて押出し、直様船の仕度致し乗出る、即乗合の士十二人、城ヶ島沖え乗出し候処、風波強く進も手間取り、やぶやぶ三里半程も南の方へ乗出し候処、異船二艘近く乗込来る、予乗上り候船は先に乗込まりたる、近くに相成見るに異人一統白装束にて小筒の先に剣を付、鎗のごとくして立並びし有様は稲麻竹葦のごとく何のこともなく、白装束故白鷺の集りしごとくなり、予異船へ乗付されとも未だ二間程へだたり居候得共、異船より腕木二間程も出居候に、高さ二間程高く鎖張りて有、ここに予飛付とび上らんとする処に、右の鎖ゆるみて海中え両足踏落し、されども身をかへし異船の大筒足だまりとして二番乗の内予吉番に乗上る、続いて作治政記片手はんみ押上る、其余は次第次に押登る、二番乗の面々吉番乗の船之三尺も予が船後れ乗付候を残念に存、二番乗の面々の拔身の下をかいくぐり無理に飛入申候、一番乗の面々は上る場所より多く上る、二番乗は大筒の矢さまより飛込申候、予直様大吉番に膝の御船印もち上る、四方を見廻し候処、東方松下総守様御人数三方より押来る、又北に當て浦賀御人数押来る、右の御船印持上る処、異人大勢集り、異船よりおろせおろせと申手真似にて何れハアハアハア申、予が持居候御船印に取付大勢大さわぎに候間、予片手に御船印を持、片手にて手真似に親指を出し候得ば異人静まり申候に付、猶又親指を出し、〇うと申手真似いたし、予が鼻へ指差吉番に上り候印に建ると申手真似似いたし候へば、早速異人承知致候に付、異船のみよしの方へ罷越し右の御船印をかり廻し申候、直様異人共御船印を手傳ひ、みよしに立呉申候、予異人に向ひ世話に相成候と申手真似いたし、これは手傳呉候間挨拶也、其時異人御船印に指差日本法と申候、予親指差出し頭分は何方に罷在哉と申手真似致し候へば、異人予が胸を取候に付、打捨置一覽致居候得ば、其俣異船のともの方え召連、高き処へ案内致し、頭分とおぼしきころものごとき衣服を着し罷在候男の前え連行候処、亦々同様予が胸を彼の頭分の男取り候に付、前書の通り打捨置候処、上座の方え座し候様頭分の男手真似い

たし、頭分の男挨拶の礼に相見え、手を合右の手を差上げ申候に付、此の方にて日本通り挨拶致し候、頭分の男横文字を認め出し候に付、予不知と申心持にて頭をふり申候、乗船致し候面々、予をはじめ一統手拭をまき、帆をまけと申真似致し、或は陣羽織ぬぎてまゝく真似致し、帆をまきし様大勢にて申聞候得共、一向に異人相集り居候ても取合不申候、先方にててもがてん不参様子にて有之候、予をはじめ四五人申合、頭分の男の手を取り帆柱の側に召連参り、帆をまく真似いたし、観音崎の方え一統指差、亦異船の大筒え指差、数々並べ有之、彼地え乗込候はば、此船みぢんに打破ると申手真似、其上我々共腹切候、果てずは不相成と申手真似致候へ共、腹切よりは片はしより切倒し申候と手真似いたし候得ば、頭分の男驚き候様子にて、やふやふの事にて先方承知致し、彼の男大船の方え指差、大船え帝居の旨、大船止り候はば、此船供ふねに付留り可申旨手真似致候て、早々大船の方え誰なり日本人の内罷越、右の訳申呉候様子手真似にて申聞候、並に日本腹切と有、夫より異人を片はしより切候と日本人申候間、早々に大船止り候様申呉候様にと頭分の男頼有之に付、直様船手組を大船の方え差遣し、右の様子を日本人乗船の面々え申遣候へば、先方乗船の日本人承知の旨答有之、間もなく大船の方帆をまき野比濱沖え船を止、右に付此方の異船頭分の男先の船止候間、此船帆をまき留る間安堵いたせる也申手真似致し、日本人の気を休め居様にと申手真似致し候、彼男船奉行ともおぼしき男を招呼何れ下知致し申傳候へば、船奉行の男短き笛を吹き候へば、水手の人々帆柱又帆繩ばしごえ登申候、右の船奉行日本にて相用■ふると申様なる銀にて拵申候  ごとき此の二尺斗の物を口え當て、色々申指図致し候へば、早速に帆をまき申候て、同様野比濱に船を止る間もなく、亦々頭分の男横文字其外色々わかり不申手真似いたし候間、此方にては相知不申と申手真似、横文字も同様不知と申手真似にて頭をふり候得ば、頭分の男何れ外異人に申付候得ば、間もなく人物も違ひ候人下より手を合、両の手を差上候得ば、頭分の男頭を少し動し候て、文字認め候真似致候へば、右三人の内二十三歳の男、此方え向日本と認出し見せ候に付、夫では相知れ候と申手真似一統にて致し候得ば、右の三人頭分の男に向何れ申候、右三人はけし坊主にて髪の毛長き事、三四尺ともおぼしき右の毛を三とり致頭をまき居候、右の二十三歳の男、紙と白箸の様なる物を持来り、右の白箸の様成

物を小刀にて四方をけづり、筆の様に致し、右の品にて文字を認め申候、右の箸の中より墨出申候、予軍船何如と認め、右の男の前に差出す、右の男認るは蘭地花旗軍船水手壹百五十人、帝名は日本不敵と答ふ、予又問、皆同国歟と申手真似にてとふ、右の男南京三人亜利か五人、あとは同国外黒ん坊と申手真似にて黒ん坊に指差す、予又問、名は何と申、国は何と云と申心にて国と認め出す、南京人と右の男答、又問名と認出す、南京人答名は信と答、予又問位と認め出す、南京人答大夫下にと答、予又亦問、孔子を不知哉と申心持にて問は孔子と認め出す、南答は万国聖と答、南京人日本の婦人人形をびいどろの鏡の内に繪書有を持出し為見候、其髪形島田の女に眉なく、齒を黒く染し女の形を出し、南問齒を染め眉を落し候は何如ぞと、予答二つとも嫁印と認出す、南聖国と認出し右の手を差上る、予大筒に指差、人の国え武器をかざり大面にて罷越候は格外不礼なる儀と存候に付、南京人に向不礼と認出す、南答大筒え指差不動と申手真似致し候、南京人赤面の体に有之、且亦日本人乗船致候面々一統に腰兵糧を遣ひ候処、異人大勢相集まり見物致し居候て、其節異人日本米宜きと申手真似いたし、先方の米を持出し見せ申候処、此方一統にて一覽致し候に異国の米細長くしてしいな米のごとく有之候、此方兵糧遣ひ仕舞候節、異人ぎやまんの湯桶の様なる器を臺にのせ持出し、同じぎやまんの桔梗の花のごとき茶碗を、是又臺に載せ持参り、此方の面々え向食事致して、後は水を呑み候までは落付不申と申手真似致し、自分毒味致し候間、日本人一統にて呑み候、右此方一統兵糧入れの明に相成候時に、兵糧方役人稲田弥次右衛門申候には、兵糧差上可申間、御面に入れ物一まとめ致、此方の船になげ落し候様申に付、即ちなげ落し候処に、早速に右の入物え兵糧を入、又一まとめにいたし竹の棒の先に付、異船に乘込み居候面々え相渡可申と、下より差出し候得ば、上にて請取候を、異人以ての外立腹の体にて、何れ不分義をわアわア申、元の弥次右衛門の船へなげ戻し候に付、此方相談致し高石園治頭分の男の前に罷越し、食事致し候真似いたし候て、何卒右の品を上げさせ呉候様、手を合せ頼み候得ば、異人大勢打寄頭分の男に向、火薬と存候に付、先の舟えなげ落し申候旨、異人手真似いたし候、左様致し候と頭分此方一統に向、手真似にて兵糧をなげ落し候は不礼致し候旨、手真似にて挨拶有之、其上早速に兵糧を為上可申旨、厚く手真似にて呉々挨拶に及、全く火薬と心得申候故、失礼致

し候と手真似致し候、此方にては予罷出、挨拶も不致、兵糧を船中え入れ候は不宣と申手真似にて挨拶致し候、早速異人繩を下げ兵糧を上げ呉候、且又菓子の類其外食物異人持来り、一統え呉申候、一々毒味いたし呉候事に候、頭分の男何れ外の異人を呼申付候て、早速に六角のぎやまんの徳利と、日本にて水呑の形の様な銀の器を添、臺に乗せ持来る、頭分の男右の器に酒の様な物をつぎ毒味致し、浦賀同心え遣候、其節南京人つぎ役に有之、南一物に指さし小酒と認め出す、此方一統一礼す、其節頭分の男右の器にて三ツ呑み候と、よろけ申と云ふ手真似致し、伏すと申真似致し候、浦賀同心一ツ呑て頭分の男え戻す、頭分男二ツ續けて呑み、一統えと申手真似致し為呑申候、南京人小酒と認め出し候に付、予考ふるに大酒も有之哉と存候に付、南京人に向ひ大酒と認め出す、左様いたし候へば、南京人頭分の男に向、何れ不分義を申候へば、頭分の男承知致し候様子に候へば、南京人亦同様に入持来り、頭分の男の前に置く、頭分の男又々毒味致し、銘々えと申手真似致し候へば、南京人銘々え持あるき為呑申候、日本にてみりん酒の様に有之候、其後頭分の男箱を持来り、中より猩々緋のふくさに包み有之候一物を取り出し候、一覽致し候に、天鏡とおぼしき八方に遠鏡を籠の様な物の内に掛けて有之を色々動かし、又下に磁石の様なる一物を臺にのせ、合せて見て、予あやしく存候に付、天鏡かと申手真似いたし候へば、先方手真似にて、しかりと答、予無用にいたし様に日本の法と申手真似にて、右の品仕舞候様申候へば、其内に右の品損じ候間、異人右品仕舞申候、其後頭分の男参りか様と申手真似にて、予の袖を引き候に付、松下総守様御内後藤五八、並に予の船差配の男千助と申者一同にて下のはしこの側を傳下り候得ば、南京人先案内致し、夫より三人一同罷越候へば、其後に續いて頭分の男附添来る、二段目え下り候入口はしこより下らんと致し候得ば、右入口固め居候異人予に向ひ、予か刀え指差し、長く有之間、定じやまに相成るべくと申手真似致し、預けて下えおり、見物いたせと申手真似致し候、予も手真似にて、日本法とて帯すと申し答ふ、夫より南京人一人頭分の男、並に此方三人にて、二段目え下り一覽致し候に、小筒数百挺、帆柱の廻りにかざり有之、鎗も同様数百本立ならべて有之、其節頭分の男小筒を取て打ツ真似いたし、打て後は鎗に致と申真似致候、一覽致し候にすりわり無之に付、すりわり無之巨手真似致し候へば、又すりわり有之筒を取り出し候、玉目

二刃五分位と存候、鉄炮の長さ五尺位、火皿の処火打石・火打鉄有之、引鉄をひき候とすれ合火出る、鉄砲の先え剣を附、鎗の様に致候、剣の長さ二尺位有之候、右の剣を平生は皮の袋に入れて腰にさし居り申候、右の鉄炮打真似、又は鎗にいたしつかひ候真似など色々様の真似致候は筆にて難及候、殊の外利方に産候様存候、其節側らの槍一覽致候処、殊の外手薄に有之候間、突く間敷と申し手真似を致し候へば、頭分の男、南京人に向、何れ申付候へば、南京人かめのごとき一物を持出し、予一覽いたし候に、目はり有之、右南京人ふく面をかけ、右の目はりを切、中より先づ日本にてぎん出し油の様なる物をヒに掛けて為見候に付、予側え寄一覽致しに来と存じ候て近より候処、南京人手真似にて無用々と申候間、予をはじめ後藤五八並千助、頭分の男の側へ罷越候へば、頭分の男右の品を槍にぬりて突といふ真似致し候、右の一物は毒薬と相見え申候、夫より頭分の男並南京人兩人にて、廊下の様なる処え案内いたし候間参り候処、大の男五人曲録に腰をかけ、一人は書見いたし居候、二番目の男、予に向、腕を差出しぬがり見候様手真似致し候に付、當惑いたし候へ共、甚残念に候間、予の腕を差出し、予が腕をぬがり候得と申真似いたし候へば、右の男立上り、予の手を金剛力を出しぬがり申候、予其時一生一代の力を出してがまん致しころへ申候仕合や、ぬぢれ不申候、予格外骨折れ草臥申候、夫にて其処を行過さんと致し候処、右の五人何れバアバア申に付、予足を止め、かへり見候得ば、末席に罷在候男、少々腹立の顔色にて眼玉をいからし、予をさしまねき候に付、又五人の前に罷越候得ば、右末席の男、予の腕ぬぢらせ候様、前の男にぬぢられずを残念と申し手真似致候て、是非々々ぬぢらせ候様頼み度手真似致し候、考へ候に最初の男に仕合せとぬぢられず候を、大仕合致候を了簡いたし居候処え、又々末席の男、予が腕をぬぢらせる様申かけられ、當惑の至、殊に最初力を出し勞れ候事、右別て難渋致し候、無是非次第腕差出しおれる迄はがまん致さんと、腹中には神佛を頼み居候、右の男最初ぬぢられず候を腹立故、力聲を上予の腕をぬぢり候、予も又一生けんめいの力を出し、異国の人に腕をぬぢられては残念なりと存、がまんいたし候、既にあやく候へ共、やうやうの事にてころへ申候、ぬぢれず仕舞候大仕合致し候、其節最初にぬぢり候男、手真似にて、予の事を小男にてもぬぢれ不申と申手真似致し、右五人の異人をはじめ、頭分の男・南京人大笑ひいたし候、予は腕を出

して、もつとねぢて見候、異人の前に差つけ候得ば、異人共頭をふり、ねぢれすと申手真似致候、予もあまり腹が立候間、先方にて力ぢまんいたし候を、こしやくな奴と存候に付、子供の人差指をまげ動して、馬鹿々と申義を真似、先方力じまん致候ても、此男の腕ねぢれずと申手真似、右申馬鹿々と申手真似致し候へば、異人共頭の上え手をあげ、先方にてても大笑ひ、此方にてても大笑ひ致候、夫より頭分の男と南京人案内にて、武器蔵とおぼしき処え参り、色々の品一覽致候処、野中猪濃八参り、処々一覽致候、予後藤五八え申候は、兵糧・玉薬・水一覽致度、何程有之候哉、戦にも及候節は心得方にも相成候かと存候旨相談いたし候得ば、五八も落合候に付、頭分の男に兩人にて食事致真似いたし、何方に有之哉と申候へば、頭分の男・南京人、又下の段え案内致し行見候へば、番人一人罷在候、頭分の男食事の真似致候て指差候に付、予並五八・千助三人にて一覽致し候へば、何分あげ板の下に有之、積込有之場は十畳敷位に候、右の兵糧を為見候様手真似致し候へば、南京人取出し見せ候処、かますの様なる人物に有之、中より出し候は、抹香の様なる食物とおぼしき物を持出し候間、南京人に問、食物に致し候哉、何にいたし候やと手真似に、南京人中段に上り、菓子の様なる食物を持来り、右の品に拵へ食物に致すと申手真似致し候、右積込あれども深さ知れず候故、五八と相談致し、棒を差込見候はば、大凡見積も付候かと、南京人に向、棒をかせと手真似致し候へば、早速に鎗のおれの様なるを持来候に付、かますの間に差て見候に、四五尺通り候、側を見候得ば大成樽有之に付、何に候哉と手真似いたし候処、一覽致し様に付、樽の内を改め見に、梅ずのごとき物に有之、此方の醤油の様なるものと被存候、予又腰の兵糧を取出し、頭分の男に為見候て、此品は有之哉、又外に食物は無之哉と問候へば、上げ板を為上見せ候処、二斗俵位の人物五六俵分も有之候、頭分の男食物此余は生物の外無之候手真似いたし候に付、後藤五八、水と申字を書、南京人の前に差出し候へば、又元の二段目え案内致し候処、大樽十七八の内七ツばかりは水有之候、外は並べあるばかり、又重ねて有之樽は数多に御座候、夫より玉薬一覽致し候に、二段目のともの方に六畳敷程もあるべき蔵の様なる処に、かますのごとき物に硝磺を入、其数二百余も有之べくやと被存候、又玉と申候得ば、大筒玉は日本人見る通上段に有之外は無之、大筒玉は五六百可有之やと被存候、小筒玉は素麵箱のごとくなる入置、箱数

三ツ、其内書箱は半分程有之候、夫より以前の上段の高き処え登り候、佐治政記一二三より十辻書認、南京人に向、右の一二をよみ問、一(イチ)二(ニ)とよみ候得ば、南かぶりを振、又一(イチ)二(ジ)とよみ候ても、かぶりを振候、南夫より讀み聞かせ候は、一をイツケン、二をリヤンと、拳の言にて有之、側に野中猪野八罷在て、南二(リヤン)辻申し、三より十辻指を折りて、彼より先に早くよみ仕舞候へば、恐れ候様子に御座候、夫より猪野八と兩人にて黒ん坊の側へ罷越、能々見候処、頭はちぢれ毛にて、耳に金の○をはめ居候、黒きは油薬の様なる物をぬり付居候様に見受け、何れぬりたるかと手真似致し候へば、黒ん坊は笑居候、猪濃八指を口中にてしめし、黒ん坊の手をこすり候得ば、油薬の様なる物はげて白く相成候、黒ん坊をはじめ異人共大勢大笑ひ致し候、何のためにぬり居る哉解せ不申候、異人共此方一統え向、ダチンコと申し、色々の品を持出し候処、其訳一向相分不申候処、南京人來りて賣買と書認め候、それにて取替呉候と申事と承知致し、取替の義は日本の法にて不致趣を手真似にて相断候、南京人セツベンと大金錢等を取出しセツベンセツヘンと申し、日本人に遣し候と申手真似に付、是又同様不貰旨相断候、南京人丹下左市に向、おいしいと申、歳を問に、右の手をひらき、左の指にて右の指の通りを横にはらひ、五十位かと云、左市手真似にて答、南健と申真似致し、又南下曾根董に向、両手をひろげて片手をひろげ、十五位かと問、董手真似致し、年の数を答、南誠にちさしと手真似いたし、側の董の歳位の異人を指し、又董に指差し、両手にて同じと申す真似致て、是は同歳と相見え申候、右の異人は予より七八寸も身の丈高く候、乍去面形は子供の様に有之候、夫より異人夜分に相成候間、寝ると申真似致し、首をかゝれ候も斗り不知と真似致し、此方一統え異船より下り呉候様、是は用心の為めと手真似致し候、其の内又二段目の方より鉄砲先へ剣を付、大勢参り此方一統の後え廻り、右の鉄砲を横になし、押出さんと致候に付、乗上内人数斗は此船に置呉候様、此船夜の内に沖へ乗出し候も難計に付、成べく乗船致し居度と、色々手真似致し候ても一向に聞入申さず、其内先方少々荒立る様に付、御番頭え右の段申遣し、如何可致哉と聞合候内、猶々異人あら立候に付、一統異船より下り申候、予と藤井新八郎兩人残り、異人頭分の男に向、兩人斗りも此船に為居呉候様申候得共聞入不申、荒々敷はアはアと申候、外の異人予に向、今朝御船印を持上り候、此船え入国

の器を上げ候は法に無之、されども日本の法にまかせて上げさせ候、其様申事は聞訳呉候様船の法に無之旨手真似致し候、右の利を被申當惑致し候内、御番頭より異人荒立候ては不宜間、異船より下候様申越候に付下り候、後にて自分の陣羽織を見候得ば、見返に刃物にて切候様切れ居候、是は定めて異船へ飛乗候節か、又予と新八郎異船より下り候様にと申節、鉄炮の鎗横に致し押し候時、穂にて切れ候義と被存候

一 異人ども日本々々と申、鏡一面持ち出し為見候、並の鏡に御座候、裏になんてんの図あり、藤原政清と銘有之、如何して所持候哉

一 日本々々と日本の繪図とおぼしきを持出し見候、横文字不知申、只日本々々と申繪の形も日本の国の様に覚え候

一 歳取り候人をおぢいと申、又日本と申す、又物を見せよと云ふ事を見せへと申、法式を法と申候、此の日本の言葉と同様に有之候

河越藩 内池武者右衛門記之

是は異船え乗上り候に付、船中が有様を文字文章をかざらず、其俣に書記し、家え蔵し子孫に残し置かんと欲するのみ

弘化三丙午年閏五月廿七日渡来異船の覚

北亜米利加州の内はテソン地国にはホストン

大船 長四十二間五分 幅九間二分 船号エムリユムヒユス

水深さ 六間四分 水上高さ四間二分五厘也

中牆 長三十五間二分 艫(トモ)牆 長二十八間八分

表牆 長二十四間 同出し牆 十三間七分厘

舩 大小 九艘 人数 八百人

将官 姓 エームス 名 ビッケン 年七十

副将 姓 タムス 名 ウイメン 年三十

外一人副将病氣の由、姓名不知、其外土官兵卒役々有之外水夫

大砲 八十六挺 但左右三段の間

内 ボンベン 六十四挺 ロトン仕掛船玉分量 凡そ八貫目

小筒 八百挺 鉛玉分量八匁位 但ハンヨネット附有之

短筒 剣 一人一挺宛 素鎗数百本有之

小船 長 二十二間四分 幅 五間九分五厘 船号ウリンセンス

水深 四間二分五厘 水上高 二間七分三厘也

舳 大小 五艘 人数 二百人

将官 姓 ハイレムホーン 年四十六

副将 チャトルスツケンセス

其外役々 大船同断

大砲 二十四挺 但左右一側備内ボンベン鉛玉分量 凡六貫目

小筒 二百挺 玉目大船同断 短筒・剣其外大船同断

去巳四月彼の六月国元開帆、十二月廿九日清廣東着岸通商取結、午四月三日廣東開帆、アモイ、ハイニツホウ等所々入津、ニツホウ出船より當所着岸

### 諭文

此度我国と交易いたし度旨願ふといへども、我国は新に外国と通信通商をゆるす事堅く国禁にて許さざる事なる故に、早々帰帆致すべし、先年より度々通商を願ふ国どもあれどゆるさず、其国とても同様の事なれば、此後幾度来り願ふとも無益の事なり、勿論外国の事は長崎にてあつかふ国法にて、此地は外国の事にあづかる所にあざれば、願ひ申旨ありとも、こゝに来りては通せざる間、再爰に来る事なかれ

### 御請

御當国に於て外国の通船商不被為成御免之趣、今般御書付を以て被仰奉畏候、就ては風順次第早々出帆可仕候、此段御請奉申上候

曆数 千八百四十六年

船 ユリユ ムヒユス

ビッケン

右の通り和蘭語に無之候につき大意和解仕奉差上候、以上

午六月五日

堀達之助

黒船入下され物

- 一水 一薪 松大方六千本
- 一梨子 二百 一李 二千
- 一りんご 二千二百五十 一大根 千六百
- 一唐茄子 百二十五 一にんじん 五十八本
- 一菜 百把 一茄子 千二百五十二
- 一隠元 八斗九升 一白瓜 百十二本
- 一青瓜 百五十七本 一薩摩芋 十四貫二百目
- 一大真桑瓜 百三十 一玉子 二千三百五十
- 一鶏 四百二十四羽 一粉 七俵
- 一小麦 二俵 一白米 一俵
- 一竹細工籠 大小十七 一鯽 十本
- 一砂 三升

又二十五品(ママ)

近国諸家人数出帳

- 野比村海岸軍船 大久保加賀守
- 湊口燈明堂嶋陸固 保科能登守
- 平根崎海岸 酒井安藝守
- 千駄浦海岸 稻葉兵部大輔

弘化三丙午年壬五月二十七日着岸、同六月七日出帆

大船の方

一番乗 船中組尾瀬善七 二番乗 浦賀

二番乗 宇佐美八之平 四番乗 下曾根三左衛門

小船の方

一番乗 右より乗 木村孫市 橋本源美 藤井新八郎

二番印上ル 左より乗 福垣轍 今唯五郎 高瀬亀五郎 松下鉄之助

二番乗 一番印上ル 内池武者右衛門 高岩国治 丹下左市 丹下右衛門八 長崎九兵衛

松下嘉太夫 野中猪濃八 下曾根薫 高須綱三郎 高石斧太郎 佐治政記

二番乗 松下総守様御内 後藤五八 志村久右衛門

四番乗 浦賀 江原操蔵 石山佐之丞 今西完十郎

従是次第々々に押乗

弘化三丙午年六月二十九日異船渡来の節覚書

六月廿九日の暁、烈風蔽敷雨また篠つくがごとく空暗く、何か物すごく海波△るき震動とも覚えて、おそろしく候処に異船渡来々々と大騒動にて罵り罵り、最早間近く乗入りたりとさわぐ人計なれば、こはたまらじといまだ朝喰も食ふいとまなかりければ、其俣鎗おつとり走り出、海岸に止まりけるに、風雨強くして目も開き見る事もなり難く、雨の面に當るは小石を打かくるごとくにして、目もひらきがたく海岸に船一艘もなかりければ、こは何故に船なきか船を出せ出せとよばはりければ、船士の面々相集まり、如此大波に船容易に出し候ては巖石にて船打碎け、人も鱗の餌になり申也と各答おそれ唯波を見、異船何方にあるやと一同沖の方をにらみ見るに、異船も荒波に隠れてはあらはれ出る有様にてさだかならず、殊に風波あらくして雨は篠をつくごとく強く、霧深くして闇夜のごとくなれば、中々小船にては少しも乗出しがたき体なれば、船士も顔色を変じたためらひおそれし容体也ければ、己れ等恐るゝな船出せ出せと大音に罵りければ、小船三艘出しければ、いざいざはたせと乗入々々すゝめと下知をなし、山のごとく大波を物の数ともせず進み、か

の小船の前後左右に高山ごとき大波ゆれ来り、みぢんに碎く勢ひにてあびせかゝり候故、進む毎に大波水船に打こみければ、頭よりあびる波水より船中の水次第に満ち、今は船しづみ覆らんとする故に、船士等とても難計危し危しと言ながら、各桶を以て船中に満来る水を汲出し汲出し進むと言へども、中々進むにはかどらず、浪間よりあらはれ出たる異船にすは近付たり、いそげ進めとエヒエヒ聲を上げ、沖中大浪の処にて側異船に乘着たり、時にはるか西の方を見れば、松並木と覚えて見えしかば、あれは何国なりやと問ふに、船士は大磯の松並木なりと云、然らば此所は大磯の沖かと云ふに、もはや三嶋よりは里程七八里も乗来りしなり、此とき異船人も閏五月二十七日来りしとはことなり、此度の船はおらんだの内ではねまろくと云処なりと、やはりかはらず軍船にて、大筒三十挺余備へ、小筒何程とも数知れず、異人三百余人乗居たり、大将と覚しきは別間に位義を正し居たりしか、其えは中々一人も不入、唯ハアハアとのゝしりさわぎける、案ずるに風波荒く船止がたく如何とも風あしく荒ら荒らしく沈みくつがへらんとするを、あはて騒ぐ様子にて乗入たる人にも其事を知るなり、はやとあせり騒ぐにて、おりよおりよあぶなしと云事と見えたり、やがて通弁右の危きよし、且つ異人風波の荒きに恐れ頻りに帰帆をいそぎけれ共、我等乗船の面々中々不退故迷惑し、日本人を損せん事をなげき思ふと云程なれば、無余義船より下の風波荒き故、はや異船より程へだたり、予が船先の小ぶねえ下曾根三左衛門乗居たりしが、何やらん異船より煙気空に上り候様見ければ、ヤイ下曾根下曾根異船に煙気の上たる様なりとよばりければ、下曾根居丈高になつて異船の煙気は大筒打と覺えたり、ヤヨのがすな内池内池とともに進みて打破れ打碎けと大音にのゝしり、たとへ此身は微塵になる共、のがすな追打に打破れと勇み進みし勢ひ、鉄城も破れかすと大風波の恐れなく、小船の先に鎗を杖としつゝ立あがり、大音によばはり、かくは古戦場の勇將を知らざるか、海陸の決戦に士卒を進め手負血監の其俣にて歌をよみし事あり、我等将にはあらざれ共、此荒浪に小船にて異船に向ふ勢ひは、昔八島段の浦に異なるまじ、戦猛く不為とも風烈強雨の有様は八島の浦に異なるまじと言葉の下よりも

玉棚に這ひこ子這はせて見やうかな

下曾根三左衛門

とよみほりよみほりあつけよ、内池内池と大音に呼はりければ

むかひ筒衣き船をかすりて

内池武者右衛門

又

一ほろぎのながしの下の聲々に

と附たり、はや異船は走り出し、其早き事あたかも鳥の飛ぶがごとく、あら浪に乗船して  
下曾根氏の勇士の勇士にやはり劣るまじと思ひ、是書帳致し苦しみ候、有の俣を記し家に  
藏せんとするのみ

嘉永五年壬子十月

川越藩中従内池氏かり受書与、従三宮山かり書与す

嘉永五年壬子十二月

薬王山

昭和十一年六月十七日

菅原一氏より借覽

峯岸久治

写之